

社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(昭和 57 年 4 月 1 日規程第 8 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 役員等の報酬は、日額 4,000 円とする。

2 前項の報酬は、当該職務の終了後に支給する。ただし、静岡市常勤の監査委員及び静岡市職員の職にある理事、監事、評議員、静岡市しみず社会福祉事業団職員の職にある常務理事並びに施設長には支給しない。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が事業団の用務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、事業団旅費規程（昭和 57 年規程第 9 号）の例による。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 25 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。